

令和3年流山市教育委員会議第12回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年12月21日(火曜日)  
開会 午前10時00分  
閉会 午前11時50分
- 2 場 所 流山市役所 305会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美  
教育長職務代理者 杉浦 明  
委 員 宮田 義則  
委 員 割田 由佳  
委 員 山本 正子  
委 員 羽中田 彩記子
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之  
学校教育部長 前川 秀幸  
生涯学習部長 飯塚 修司  
教育総務部次長兼学校施設課長 大塚 昌浩  
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一  
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石戸 敏久  
教育総務課長 鈴木 貴之  
指導課長 松山 秀行  
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔  
いじめ防止相談対策室スクールロイヤー 小園 恵介  
教育研究企画室長 北野 美紀  
スポーツ振興課長 伊藤 紀幸  
公民館長 寺門 宏晋  
図書館長 新倉 英之  
博物館長 秋谷 大和

7 事務局職員 教育総務課長補佐 矢代 薫  
教育総務課庶務係長 山田 大輔  
教育総務課主事 石戸 寛論

8 議案等

- 議案第51号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第52号 流山市教育支援センターの設置等に関する条例施行規則の制定について  
議案第53号 流山市スクールカウンセラーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第54号 流山市教育支援コーディネーター等の設置に関する要綱の制定について  
議案第55号 流山市教育支援センター設置要綱を廃止する告示の制定について  
議案第56号 流山市小中学生専門相談員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について  
議案第57号 流山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について  
議案第58号 流山市指定有形文化財の指定について  
議案第59号 流山市文化・スポーツ等振興奨励金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

|        |  |
|--------|--|
| 田中教育長  | ただいまから、令和3年流山市教育委員会議第12回定例会を開会します。<br>まず、令和3年流山市教育委員会議第11回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。<br><br>(特になし との声あり) |
| 田中教育長  | 特になしということですので、承認ということにします。<br>それでは、教育長報告をお願いします。   |
| 教育総務部長 | それでは、第11回教育委員会議以後の動きについて、教育長に代わり御報告します。私からは、12月議会の関係について御報告します。今議会は11  |

月25日から12月15日まで、21日間にわたり開催されました。このうち一般質問は、11月30日から12月3日までの4日間行われ、教育委員会に対しては11人の議員から質問がありました。主な質問項目は、質疑順に、

- (1) 新型コロナ禍後の姉妹都市との交流について。
- (2) 本年11月に、連合千葉東葛地域協議会から市長と教育長宛てに要望した、教員の働き方改革と教育環境の整備に対する今後の対応等について。
- (3) 令和3年第3回定例会の決算審査特別委員会で、議会全体の合意事項として「いじめ防止につながる学びの場を、小学校にも中学校同様に拡充されたい。」とする指摘要望を行ったが、その後の状況について。
- (4) 今夏、ろ過機の故障により東部市民プールの使用を中止し、東小学校のプールを市民開放したが、利用者からの反応について。
- (5) 校則について。
- (6) 進学の際の内申書の取扱いについて。
- (7) 小学校35人学級により生じた課題と、令和4年度予算への反映について。
- (8) 令和4年4月に開校するおおぐろの森中学校及び、令和6年4月に開校又は移転する（仮称）市野谷小学校、（仮称）南流山第2小学校、南流山中学校の現状と課題並びに、令和4年度予算への反映について。
- (9) GIGAスクール構想を踏まえた、本市の取組内容と課題及び、令和4年度予算への反映について。
- (10) （仮称）市野谷小学校新設計画や学区等について。
- (11) 南流山中学校移転計画及び、基本設計案の課題等について。
- (12) 教職員が通勤のみならず、公務でも使用する自家用車の駐車料金等の取扱いについて。
- (13) 教職員の欠員対応の現状と課題等について。
- (14) 学校における医療的ケアの体制等について。
- (15) 不登校児童・生徒の現状と課題等について。
- (16) 学校プールの授業の現状と課題等について。
- (17) 学校における環境教育の現状と課題等について。

等であり、教育長と3部長で協力して答弁対応を行いました。私からは以上です。

生涯学習部長 私からは、先般行われた青少年健全育成推進大会の開催について御報告します。11月23日に文化会館で、青少年育成会議主催による、令和3年度青少年健全育成推進大会が開催されました。市長、議長、教育長には、来賓としてご出席いただきました。当日は新型コロナウイルス感染症対策を行い、約300人の参加があり、青少年育成功労団体2団体、育成功労者17名の表彰と、小中学生から応募いただいた、青少年を健全に育てる運動啓発標語及びポスターの入選者42名の表彰が行われました。又、アトラクションとして、青少年主張大会で最優秀賞を受賞した南部中学校3年 岩本すみれさんによる青少年の主張が発表されました。以上です。

田中教育長 ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 特になさいますので、以上で教育長報告については終了いたします。  
これより議事に入りますが、議案第58号「流山市指定有形文化財の指定について」は、個人の情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等協議の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって、当該案件につきましては非公開とし、各課等協議の後に審議します。  
それでは議事に入ります。  
議案第51号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

教育総務部長 (流山市教育支援センターの設置等に関する条例(令和3年流山市条例第37号)の制定により流山市教育支援センターを教育機関として位置付けることに伴い、教育委員会が管理すべき出先機関に流山市教育支援センターを

加える旨の説明)

今回の改正案は、流山市教育支援センターの設置等に関する条例の制定により、流山市教育支援センターを教育機関として位置付けることに伴い、教育委員会が管理すべき出先機関を規定する同規則第15条第2項の表に流山市教育支援センター（フレンドステーション エルズ）及び分室（フレンドステーション しんかわ）を加えるものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

提案理由の中に、「条例の制定により流山市教育支援センターを教育機関として位置付けることに伴い、教育委員会が管理すべき出先機関に流山市教育支援センターを加える」とあるのですが、教育支援センターは教育機関なのか出先機関なのか、この文言では十分読み取れませんでした。議案書3ページに教育機関についての表があり、第2項には出先機関の表があり、教育機関の中には教育支援センターが位置付けられていません。提案理由の文言と、この表の関係を教えていただけますか。

指導課長

教育支援センターは教育機関としての位置付であり、かつ出先機関ということで、今回このような形をとっています。

杉浦教育長職務代理者

教育機関と出先機関というのは、どう違うのですか。

田中教育長

提案理由の文言の使い方が、誤解を招くようになっていると思います。教育機関の中の出先機関に、教育支援センターをエルズとしんかわに分けて設置する、と、提案理由の文言を変更すれば、皆さん分かりやすいのかと思います。この点は後ほど修正するというので確認していただければと思います。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第51号は、修正をした上で、可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第51号は、修正をした上で可決することに決しました。

次に、議案第52号「流山市教育支援センターの設置等に関する条例施行規則の制定について」、議案第53号「流山市スクールカウンセラーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第54号「流山市教育支援コーディネーター等の設置に関する要綱の制定について」、議案第55号「流山市教育支援センター設置要綱を廃止する告示の制定について」は、関連があるため、一括して審議いたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

まず、説明に先立ち、1点お伝えいたします。流山市教育支援センター設置等に関する条例施行規則の制定については、提案理由にも記載があるとおり、流山市教育支援センターの設置等に関する条例の施行に関し、必要事項を定めるものです。現在、条例が12月の議会で議決され、制定されることになりましたが、公布に向け手続中です。そのため条例番号は空欄となっておりますので御了承ください。

それでは提案理由について御説明いたします。議案第52号「流山市教育支援センターの設置等に関する条例施行規則の制定について」は、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものです。議案第53号「流山市スクールカウンセラーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、流山市立小中学校及び流山市教育支援センターに、流山市スクールカウンセラーを設置することを可能にするため必要な事項を定めるものです。議案第54号「流山市教育支援コーディネーター等の設置に関する要綱の制定について」は、流山市教育支援コーディネーター、流山市教育支援センター学習サポート教員、流山市教育支援センター指導員について、設置を定めるものです。議案第55号「流山市教育支援センター設置要綱を廃止する告示の制定について」は、これまで設置要綱に基づき実施してきた流山市教育支援センター事業を、教育機関として位置付ける条例が制定されたことから、同要綱を廃止するためのものです。各号の制定内容と詳細につきましては、指導課長から御説明します。

議案第52号「流山市教育支援センターの設置等に関する条例施行規則の制定について」の内容について御説明します。本施行規則では、条例の施行に関し、職員、入級支援を行う日及び時間、入退級に関わる内容、通級状況の記録や教育相談に関する事等、教育支援センターの運営に必要な内容を定めています。教育委員会は、児童・生徒が安心して通級できる指導体制の充実、及びセンターの整備に関し必要な方策を講じること、又、通級者に対し、各小中学校校長は、入級者及び体験入級者がセンターに通級した日、その在籍する学校に出席した日と見なすことができることから、入退級に関わる事については詳しく内容を定めています。

続いて議案第53号「流山市スクールカウンセラーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」についてです。現在、流山市スクールカウンセラーの定員は10名以内、勤務場所は、流山市教育委員会組織規則第13条第2項に規定する教育研究企画室、又は同規則第15条第2項に規定する幼児教育支援センターとなっております。現状として、年々教育相談件数が増加しており、スクールカウンセラーによるカウンセリングにつなぐまでに時間を要すること、学校や児童・生徒、保護者の要望に迅速に対応するため、相談場所として各学校で実施する必要性が生じていること、さらには「フレンドステーション しんかわ」設置に伴い、流山市立新川小学校へスクールカウンセラーを配置する必要があるため、第5条 流山市スクールカウンセラーの定数を「10名以内」から「14名以内」に、第7条 勤務場所については、「流山市立小学校もしくは流山市立中学校、及び教育研究企画室又は教育支援センターもしくは幼児教育支援センター」と一部改正するものとなります。

次に、議案第54号「流山市教育支援コーディネーター等の設置に関する要綱の制定について」についてです。本要綱は、不登校児童・生徒等に対する支援を組織的かつ計画的に行うため、流山市教育支援センターに配置する、流山市教育支援コーディネーター、流山市教育支援センター学習サポート教員、及び流山市教育支援センター指導員について、設置を定めるものとなります。制定の理由については、不登校児童・生徒が市内でも増加しており、個々のニーズに合わせた支援を、組織的かつ計画的に実施していくためです。具体的には、流山市教育委員会にコーディネーターを設置し、不登校児童・生徒に対する支援体制の構築及び整備、2ヶ所のフレンドステーションや関係機関との連携を進めます。又、不登校児童・生徒に対する学習や教育上の問題に対する指導及び支援を行うため、学習サポート教員を設置します。さ

らに、不登校児童・生徒に対する学習指導の補助、並びに集団生活への適応に関する支援を行うため、指導員を設置します。なお、流山市教育支援センター指導員については、これまで流山市教育支援センター設置要綱第6条により設置を定めていたところですが、流山市教育支援センターの設置等に関する条例の制定に伴い、当要綱を廃止することから、新たに要綱により設置を定めるものとなります。

続いて議案第55号「流山市教育支援センター設置要綱を廃止する告示の制定について」についてです。流山市教育支援センター事業は、これまで教育委員会の事務事業として「流山市教育支援センター設置要綱」に基づき実施してきたところですが、新たに流山市教育支援センターを教育機関として位置付ける「流山市教育支援センターの設置等に関する条例」が制定されたことから、同要綱を廃止するためとなります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

議案書15ページにスクールカウンセラーの勤務場所として「小中学校、教育企画室、教育支援センター若しくは幼児教育支援センター」とあり、18ページのコーディネーター、学習サポート教員、指導員の勤務場所は「教育支援センター（分室を含む。）」となっています。要は「(分室を含む。)」という文言が入るかどうかなのですが、先ほどのスクールカウンセラーの説明の時に、分室にスクールカウンセラーを配置するためにこの規則をつくるというお話も出ていましたので、勤務場所の表現は揃えた方がよいのではないかと思います。

指導課長

教育支援センターが流山エルズ、並びにしんかわとなりますので、15ページの方に「教育支援センター（分室を含む。）」と追筆させていただきます。よろしくお願いします。

山本委員

「流山市教育支援センターの設置等に関する条例施行規則」について、入級の申請をして入級の承認がおり、取消し等もあり、退級の通知もある、という流れということで、以前の会議では、利用者がまだ少ないということでしたが、これから分室もできるということで、入級者も増えていく状況であるかと思えます。その際、年度またぎで利用をする可能性もあるのかと思うのですが、入級し、退級まで長期間になった場合に、なんの審査もなく利用



するのはどうなのかと考えます。私は今、東京都で特別支援教育の巡回指導で心理士をしているのですが、必ず毎年、この子の利用は適正であるという意見書を書き、提出し、それで利用が認められています。まだ利用頻度も少ないので、これからの内容かとは思いますが、もう1回この子の利用はこれでいいのか、ほかに道はないのか、というところを、時期はいつでもいいのですが、どこかで1回審査を入れ、継続の承認を得たりしてもよいかと思います。そういったものが規則に入れるものではないということであればいいのですが、そのように考えました。

田中教育長 明記はされていませんが、現在も、1年ごとに各学校と確認をしながら入級届は出しているのですよね。

教育研究企画 室長 はい、年度ごとに必ず出していただいています。

山本委員 審査はされているのですね。

教育研究企画 室長 はい。運用上の問題になるかと思うので、特に規則に明記はせず、運用上で対応していきたいと思います。

羽中田委員 今の件に関連して、第11条に「入級支援の状況に関する記録を作成しなければならない。」とありますが、その後の経過については、相談を受けた時に、第2条に書かれているものにつながり、記録がされると思うのですが、その提出というのはどのような状況になっていますか。作成したものをどのように提出して共有していくかということなのですが。流れが分からないので教えていただければと思います。

指導課長 記録については、毎月、学校と情報共有できるように、出席日数並びに学習内容について報告しています。

田中教育長 ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第52号から議案第55号は、追加修正の上、可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第52号から議案第55号は、追加修正の上、可決することに決しました。

次に、議案第56号「流山市小中学生専門相談員の設置に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (流山市教育支援センターの業務内容の整理に伴い、流山市小中学生専門相談員を設置する必要がなくなったため、流山市小中学生専門相談員の設置に関する規則(昭和63年流山市起用郁委員会規則第1号)を廃止する旨の説明)

流山市教育支援センターの業務内容の整理に伴い、流山市小中学生専門相談員を設置する必要がなくなったため、流山市小中学生専門相談員の設置に関する規則を廃止するためのものです。廃止する詳しい理由につきましては、指導課長より御説明します。

指導課長 これまで教育研究企画室では、フレンドステーションを設置し、小中学生専門相談員による支援を実施して参りました。近年、支援内容が学習支援にも重点を置いていることから、小中学生専門相談員の業務内容を逸脱することが増加しております。そのため、学習サポート教員として任用することとし、小中学生専門相談員を設置する必要がなくなったため、流山市小中学生専門相談員の設置に関する規則を廃止するものです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第56号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第56号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号「流山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する旨の説明)

本議案は、流山市いじめ防止対策推進条例第15条第3項の規定により、流山市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱するものです。流山市いじめ防止対策推進条例第15条第4項により、現在の委員の任期は2年となっていることから、この度、任期満了に伴い、令和4年1月1日付けで新たに8名の委員を委嘱するものです。議案書の25ページに委員の名簿を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第57号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第57号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号「流山市文化・スポーツ等振興奨励金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

|        |   |
|--------|---|
| 教育総務部長 | <p>(流山市文化・スポーツ等振興奨励金の交付対象となる大会の開催時期を明確にし、事務の適正を図る旨の説明)</p> <p>流山市文化・スポーツ等振興奨励金の交付につきましては、同要綱に基づき事務を行っているところですが、奨励金の交付対象となる各種大会等の開催時期が規定されておらず、不明確であったことから、開催時期を規定する一文を追加し、事務の適正化を図るものです。改正する内容は、要綱の第3条第1項中「各種大会等」の次に「(当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの間に行われたものに限る。)」を加えるものです。</p> |
| 田中教育長  | <p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>   |
| 田中教育長  | <p>質問がないようですので、議案第59号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>  |
| 田中教育長  | <p>御異議なしと認めます。よって議案第59号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。</p>  |
| 学校施設課長 | <p>(学校施設だより(市野谷地区版・南流山中学校区版)の配布について、南流山中学校移転についての意見交換会について、南流山中学校のプール建設時期について報告)</p>  |
| 学校教育課長 | <p>(市野谷地区及び南流山地区新設小学校通学区域の市民アンケート意見等について報告)</p>   |
| 指導課長   | <p>(流山市のコミュニティ・スクール等の導入の方向性について、日本管楽合奏コンテスト全国大会結果について、令和3年度防犯ポスター表彰について報告)</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| 生涯学習課長     | (令和4年成人式について報告)   |
| スポーツ振興課長   | (東部市民プールの廃止(案)とそれに伴う東小学校のプール開放及び東部公民館駐車場の拡張について報告)  |
| 田中教育長      | 以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。  |
| 羽中田委員      | プールの件について、流山市は児童に対しての夏季水泳指導は実施してないのでしょいか。   |
| 指導課長       | 学校によってということで、水泳教室を実施している学校もあれば、していない学校もあります。  |
| 羽中田委員      | 今回は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、夏季水泳指導は中止しているのかなと思っていたのですが、学校独自の判断なのですね。  |
| スポーツ振興課長   | はい、今回の東小学校については行っておりません。  |
| 田中教育長      | 先生方の働き方改革の1つとして、夏休み中の小学校の水泳指導もなくなってきているのが現状です。  |
| 羽中田委員      | スイミングスクールなどに通っている子どもたちは水泳に対しての技能が高く、格差が出ていると思うので、学校ではやはり夏休み中に水泳指導をやる価値があるのではないかと私個人は思っていました。現状を教えてください。   |
| 杉浦教育長職務代理者 | 今、お話を伺って、そうした方向になっているというのが分かったのですが、もしこのようにやった場合に、文化会館にある市民プールや森の図書館にあるプールもかなり年季が入っているかと思えます。それであれば、例えば流山北小学校や東深井小学校を学校開放としてプール利用ができたならよりよいのではないかと、という声が市民から出てくることも考えられると思うのですが、これはあくまでも東部地域に特化した方法でというように現時点ではお考えですか。 |

|             |  |
|-------------|--|
| スポーツ振興課長    | これは東部地域に限定したものであり、他のプールは、ろ過機は入れ替えており、ろ過機は比較的新しくまだ使用できると判断しています。また、先ほど申し上げた「流山市公共施設等総合管理計画」で、多額な更新コストが発生する時期に検討するというので、それぞれの状況に応じて今後判断していくかと考えています。   |
| 割田委員        | 東小学校のプールは学校開放なので無料で利用できるの、他の市民プールについても料金がかからないようにしてほしい、という要望が出てくるのではないかと思います。その辺りはどうですか。   |
| スポーツ振興課長    | 現在のところ、市民プールはそれなりに広く、幼児用プールもありますので、無料にすることは考えておりません。学校開放は学校開放の規則の中でやりますので、無料でやらせていただきます。   |
| 田中教育長       | そのほか何かございますか。<br><br>(特になし との声あり)  |
| 田中教育長       | 特になさいますので、各課等報告についての質疑を終了します。次に、各課等協議に移ります。いじめ防止相談対策室からお願いします。   |
| いじめ防止相談対策室長 | いじめ防止相談対策室を中心に、流山市いじめ防止基本方針の改訂作業を進めております。市役所の全ての部署への意見聴取を終わらせており、現在は学校現場の方、教職員及び児童・生徒からの意見聴取を、12月に取りまとめる予定です。さらに、市民の方々へのパブリックコメントも、今後1月以降に庁内の手続きを進め、2月もしくは3月に実施する予定としております。この教育委員会会議の中でも、委員の皆様方の御意見を是非いただければと考えており、基本方針の案について、事前に配布させていただいたところです。よろしければ、この場で御意見等頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 田中教育長       | 以上の各課等協議への質疑、意見等がありましたらお願いします。   |

山本委員

以前からの改善点も見ていき、かなり詳しくなったという点は一目瞭然でした。ただ、何も知らない目で保護者が見たら、流山市のポイントというのはどこなのか、時系列で書いてあるだけなので、どこをどう読めばよいか分からない、という点が目につきました。まず一番保護者として気になるのは、いじめが起きた時に、どういう流れでいじめがなくなるのか、ということだと思つるので、それを表で表して欲しいと思います。1ページ目かどこかに、流山市ではこうした対策をしています、というものを表などで見られるようにし、もう少しこの部分を知りたい、となった場合は、その後ろに詳しく書いてあるとか、そうした表が最初に打ち出せたら良いと思います。また、スクールロイヤーなど専門家もきちんと入っているのに、その部分が埋もれていると感じましたので、そうした部分も表の中にきちんと示し、問題解決に向けて進めていく、というところが見えたら良いと思います。

羽中田委員

全体的に見せていただいて、前回のものに加えてかなり詳しい状況で説明されていて、大変よく分かりました。ただ、基本的に一番大事なことは、やはりいじめは絶対に起こるということを前提にして進めていかなければいけないことだと思います。いじめはない、ということではなく、いじめは存在する、という認識をまず教育委員会として持っているということを、市民にきちんと伝える必要があると思いました。やはり学級担任、教員に対しては、子どもたちは単に机が置いてあるとかその場所があるということではなく、子ども同士がきちんとつながりを持って生活していく、という学級経営をしっかりするというのを、教員の皆さんに理解していただきたいと思います。その上で、主体的に子どもたちが学級を運営し、学校生活を送っていくという力を付けていくという、そうした教育の根本に関わることを、もう少し強く訴えていただきたいと思いました。それが1点目です。もう1点は、3ページ(2)の、いじめに当たるかを判断する際の注意事項のオですが、このオは現実問題としては大変よく分かります、全てのものをいじめとして捉えられないという状況は判断として分かるのですが、これを載せてよいものかどうかということが、非常に迷うところではないかと思つます。全てのケースが厳しい指導を要する場合だとは限りません、というような立場で教育委員会が対応するということが、やはり保護者を含めた市民にとって、対応が甘いのではないかというイメージを持たれるのではないかと感じました。もう少しこの辺りの表現方法を工夫していただいた方が、誤解がないのではないのでしょうか。こういうことは現実問題として起こりうるけれども、公表す

る場合の中身として入れてよいものか、御検討いただきたいと思いました。

割田委員

読んだ時に、易しい言葉を使っているのが、分かりやすいと感じました。また、いじめがあった時の対処方法について、詳しくなったという点が、前よりも変わったと思います。対処については十分に対策を立てるということが表れていると感じました。それで、いじめが起こった後の対処も大事なのですが、未然にいじめを防ぐための環境づくりについて、もっと訴えてもよいのではないかと私は考えています。2ページにある基本理念の(5)に「流山市は連携しながらいじめ問題を克服することを目指して対応にあたります。」とありますが、「全ての大人は連携しながらいじめ問題を克服することが必要だと流山市は考えます。」というくらい、教育関係者だけでなく、市民も保護者も意識を持っていい、といった書き方もできるのではないかと思います。

それから質問なのですが、基本理念の2番目に「学校内外を問わず」という言葉がありますが、後を見ると、塾や習い事にもいじめが及んだ場合ということを含む、と捉えられます。実際に塾や習い事にいじめが及んでいた場合、学校の先生方が習い事の責任者の方と相談しながら指導に当たるということではできないのでしょうか。

いじめ防止相談対策室長

そもそもの原点に立ち返り、国のいじめ防止対策推進法に則れば、学校内に限るという表現にはなっておりませんので、学校内外問わず、いじめの対策を行うという内容になっています。それを踏まえた上で、こうした表現をしています。ただ御指摘のとおり、実際にそうした場面が起こった時に、こういった連携が可能かということは、今現在そうした事象に具体的に接していない中ですので、その時に適切な対応が取れるように連携を図っていきたいと考えています。

割田委員

例えば、野球やサッカー等のスポーツクラブのコーチが、同じ学校の子ども同士でいじめらしいことに気が付いたといった場合、いじめ防止相談対策室に連絡をしてくれていい、ということが伝えられていると、連携も図りやすいのではないのでしょうか。もっと外側に協力を求めるようにしていかないと、教育委員会も大変なのではないかと思います。



|             |  |
|-------------|--|
| いじめ防止相談対策室長 | <p>ありがとうございます。御指摘のとおり、学校だけで解決できるものではないというように考えております。市民、保護者を含め全ての大人がいじめを解決していく、大人が目の前でいじめを見たら、その場にいる大人がそれに対して止めさせる指導をしていただきたい、そうしたことも含めて、この中で市民が行うこと、保護者が行うことという章も加えております。それぞれの立場の方々と連携しながら、学校は学校でできることはしっかり対策していく、そういった内容の方針にしていきたいと思っておりますので、今の御指摘もそれぞれの関係機関との連携、それから周知のやり方については適切にできるように、良いやり方を検討していきたいと思っております。</p> |
| 割田委員        | <p>できれば具体的な方法を明記していただいた方が、行動に移しやすいと思います。</p>   |
| 杉浦教育長職務代理者  | <p>いじめの早期発見という文言は何ヶ所か出てきており、併せて早期対応についても書かれているのですが、今も続いている大きな問題のいくつかは、例えば、もっと早いうちに管理職に話が伝わっていたりとか、もっと早いうちに保護者ともっと信頼関係が取れていたら、もしかしたら流れは変わっていたかもしれない、というような教訓は、過去のことから学んできていると思います。そうした意味で、早期発見とともに、発見したら早く対応する「早期対応」の重要性、全体を読んでいくとそのニュアンスは伝わってきますが、言葉として適切な早期対応といった文言が入るとより伝わりやすいのではないかと感じました。</p>                      |
| 割田委員        | <p>柏市や船橋市のいじめ防止基本方針が最近新しくされていたので、それを参考に見たのですが、先ほど山本委員が仰っていたように、図で最初に示してあると分かりやすいということで、概要版を作っているところもあります。また、9ページ(3)の対応マニュアルですが、これも公開しているところがあり、誰でも見られるようになっているので、それも良いと思いました。</p>  |
| 田中教育長       | <p>そのほか何かございますか。</p> <p>(特になし との声あり)</p>   |

田中教育長

特にないようですので、各課等協議についての質疑を終了します。

今、いただいた御意見を参考にしながら、この後改訂案をもう1度見直して準備していきたいと思います。

続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第58号「流山市指定有形文化財の指定について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) ここは食事ができるお店になっている場所だと思うが、現在、家の方は商業活動をしているということか。

(答) 現状では来年の3月までの営業となる。その後、指定された後、耐震調査、減築、改築等を行う。今予定されているのは流山本町・利根運河ツーリズム推進課の方で観光交流センターということで利用していくという話になっている。まだ詳細は決まっていないが、そうした方向性となっている。

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

その他協議する事項がありましたらお願いします。

割田委員

(「流山市タブレット活用のルールについて」に対する御意見)

田中教育長

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

事務局

次回の教育委員会議は、1月21日(金曜日)、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。場所については後日お知らせいたします。

(次回の日程協議)

田中教育長

それでは、次回の教育委員会議は、1月21日(金曜日)、午前10時から開催することとします。

以上で、令和3年流山市教育委員会議第12回定例会を終了します。

(閉会 午前11時50分)